

令和 7 年度
附 属 明 細 書

自：令和 7 年 4 月 1 日
至：令和 8 年 3 月 31 日

〒682-0125
鳥取県東伯郡三朝町横手 396 番地

社会福祉法人 福生会
理事長 谷口 宗弘

借入金明細書

(自)令和 7年 4月 1日(至)令和 8年 3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 福生会

(単位：円)

区分	借入先	拠点区分	期首残高 ①	当期借入金 ②	当期償還額 ③	差引期末残高 ④＝①＋②－③ (うち1年以内償還予定額)	元金償還補助金	利率 %	支払利息		返済期限	使途	担保資産		
									当期支出額	利息補助金収入			種類	地番または内容	帳簿価額
設備資金借入金	なし					()									
						()									
						()									
	計		0	0	0	0 (0)	0		0	0					0
長期運営資金借入金						()									
						()									
						()									
	計		0	0	0	0 (0)	0		0	0					0
短期運営資金借入金															
	計		0	0	0	0	0		0	0					0
合計			0	0	0	0 (0)	0		0	0					0

(注) 役員等からの長期借入金、短期借入金がある場合は、区分を新設するものとする。

寄附金収益明細書

(自) 令和 7 年 4 月 1 日 (至) 令和 8 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 社会福祉法人 福生会

(単位:円)

寄附者の属性	区分	件数	寄附金額	うち基本金組入額	寄附金額の拠点区分ごとの内訳	
					本部拠点	A 拠点
利用者の家族	経常	10	315,000	0	170,000	145,000
				0		
区分小計		10	315,000	0	170,000	145,000
合計		10	315,000	0	170,000	145,000

- (注) 1. 寄附者の属性の内容は、法人の役職員、利用者本人、利用者の家族、取引業者、その他とする。
2. 「寄附金額」欄には寄附物品を含めるものとする。「区分欄」には、経常経費寄附金収益の場合は「経常」、長期運営資金借入金元金償還寄附金収益の場合は「運営」、施設整備等寄附金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還寄附金収益の場合は「償還」、固定資産受贈額の場合は「固定」と、寄附金の種類がわかるように記入すること。
3. 「寄附金額」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と整合するものとする。また、「寄附金額の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と原則として一致するものとする。

補助金事業等収益明細書

(自)令和 7年 4月 1日(至)令和 8年 3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 福生会

(単位:円)

交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金積立額	交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳					
						A 拠点	B 拠点	C 拠点	D 拠点	G 拠点	E 拠点
三朝町 介護事業所等物価高騰対応支援金	介護事業	2,150,000	0	2,150,000	0	2,027,500			115,000		7,500
鳥取県 医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策応援金		4,432,000	0	4,432,000	0	3,242,000			795,000	290,000	105,000
鳥取県 介護人材確保・職場環境改善等事業補助金		2,802,325	0	2,802,325	0	2,365,210			303,438	133,677	
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者雇用調整金		841,000	0	841,000	0	841,000					
鳥取労働局 特定求職者雇用開発助成金		500,000	0	500,000	0	250,000				250,000	
区分小計		10,725,325	0	10,725,325	0	8,725,710	0	0	1,213,438	673,677	112,500
鳥取県 運営費補助金	老人事業	17,526,000	0	17,526,000	0		17,526,000				
鳥取県 処遇改善支援補助金		325,000	0	325,000	0		325,000				
鳥取県 処遇改善支援補助金(令和6年度還付分)		△ 47,000	0	△ 47,000	0		△ 47,000				
鳥取県 軽費老人ホーム介護人材確保・職場環境改善等事業補助金		108,800	0	108,800	0		108,800				
三朝町 介護事業所等物価高騰対応支援金		350,000	0	350,000	0		350,000				
鳥取県 医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策応援金		930,000	0	930,000	0		930,000				
区分小計		19,192,800	0	19,192,800	0	0	19,192,800	0	0	0	0
三朝町社会福祉協議会 福祉教育推進事業	保育事業	9,900	0	9,900	0			9,900			
鳥取県緑化推進委員会 団体緑化		14,000	0	14,000	0			14,000			
鳥取県 とりっこ事業補助金		31,000	0	31,000	0			31,000			
三朝町 特別保育事業		8,394,000	0	8,394,000	0			8,394,000			
三朝町 施設修繕費補助金		352,616	0	352,616	0			352,616			
三朝町 特色ある保育事業補助金		56,000	0	56,000	0			56,000			
延長保育料・一時保育料(保護者負担)		76,600	76,600	76,600	0			76,600			
区分小計		8,934,116	76,600	8,934,116	0	0	0	8,934,116	0	0	0
公益財団法人JKA 自転車等機械振興補助金	施設	4,537,500	0	4,537,500	4,537,500	4,537,500					
区分小計		4,537,500	0	4,537,500	4,537,500	4,537,500	0	0	0	0	0
合計		43,389,741	76,600	43,389,741	4,537,500	13,263,210	19,192,800	8,934,116	1,213,438	673,677	112,500

(注) 1. 「区分」欄には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金事業収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、

保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「〇〇事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類がわかるように記入すること。

なお、運用上の留意事項（課長通知）別添３「勘定科目説明」において「利用者からの収益も含む」と記載されている場合のみ、「補助金事業に係る利用者からの収益」欄を記入するものとする。

2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。

また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。

事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
(自)令和 7年 4月 1日(至)令和 8年 3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 福生会

1) 事業区分間繰入金明細書

(単位:円)

事業区分名		繰入金の財源(注)	金額	使用目的等
繰入元	繰入先			
本部拠点	E 拠点	前期末支払資金残高	2,000,000	E 拠点運営費

(注) 繰入金の財源には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。

2) 拠点区分間繰入金明細書

(単位:円)

拠点区分名		繰入金の財源(注)	金額	使用目的等
繰入元	繰入先			
本部拠点	D 拠点	前期末支払資金残高	2,000,000	D 拠点運営費
本部拠点	A 拠点	前期末支払資金残高等	10,000,000	A 拠点運営費
A 拠点	G 拠点	介護保険収入	8,000,000	G 拠点運営費
B 拠点	本部拠点	前期末支払資金残高	360,000	本部拠点運営費
B 拠点	A 拠点	前期末支払資金残高	450,000	施設機能強化推進費

(注) 1. 繰入金の財源には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。
2. 拠点区分間繰入金明細書(繰入元)本部拠点(繰入先)A拠点 繰入金の財源(注)の
前期末支払資金残高等については、前期末支払資金残高及び運用収入。

事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書

令和 8年 3月31日現在

社会福祉法人名 社会福祉法人 福生会

1) 事業区分間貸付金(借入金)明細書

(単位:円)

	貸付事業区分名	借入事業区分名	金額	使用目的等
短期				
	小計		0	
長期				
	小計		0	
	合計		0	

2) 拠点区分間貸付金(借入金)明細書

(単位:円)

	貸付拠点区分名	借入拠点区分名	金額	使用目的等
短期				
	小計		0	
長期				
	小計		0	
	合計		0	

基本金明細書

(自)令和 7年 4月 1日(至)令和 8年 3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 福生会

(単位:円)

区分並びに組入れ及び 取崩しの事由	合計	各拠点区分ごとの内訳			
		本部拠点	A拠点	B拠点	E拠点
前年度末残高	231,607,862	84,645,861	101,360,676	43,891,807	1,709,518
第一号基本金	84,645,861	84,645,861			
第二号基本金	146,962,001		101,360,676	43,891,807	1,709,518
第三号基本金	0				
第一号基本金					
当期組入額					
計	0	0	0	0	0
当期取崩額	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0
第二号基本金					
当期組入額					
計	0	0	0	0	0
当期取崩額	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0
第三号基本金					
当期組入額					
計	0	0	0	0	0
当期取崩額	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0
当期末残高	231,607,862	84,645,861	101,360,676	43,891,807	1,709,518
第一号基本金	84,645,861	84,645,861			
第二号基本金	146,962,001		101,360,676	43,891,807	1,709,518
第三号基本金	0				

- (注) 1. 「区分並びに組入れ及び取崩しの事由」の欄に該当する事項がない場合には、記載を省略する。
2. ①第一号基本金とは、本文11 (1) に規定する基本金をいう。
②第二号基本金とは、本文11 (2) に規定する基本金をいう。
③第三号基本金とは、本文11 (3) に規定する基本金をいう。
3. 従前からの特例により第一号基本金・第二号基本金の内訳を示していない法人では、合計額のみを記載するものとする。

国庫補助金等特別積立金明細書

(自) 令和 7年 4月 1日 (至) 令和 8年 3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 福生会

(単位: 円)

区分並びに積立て及び取崩しの事由		補助金の種類			合計	各拠点区分の内訳					
		国庫補助金	地方公共団体補助金	その他の団体からの補助金		本部拠点	A拠点	B拠点	D拠点	G拠点	E拠点
前期繰越額					186,692,233	65,692,150	95,247,251	14,495,144	9,502,718	283,732	1,471,238
当期積立額	器具及び備品	0	0	4,537,500	4,537,500	0	4,537,500	0	0	0	0
	その他の固定資産（有形固定資産）計	0	0	4,537,500	4,537,500	0	4,537,500	0	0	0	0
	その他の固定資産計	0	0	4,537,500	4,537,500	0	4,537,500	0	0	0	0
	当期積立額合計	0	0	4,537,500	4,537,500	0	4,537,500	0	0	0	0
当期取崩額	サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額				12,100,302	0	8,948,737	1,325,203	1,534,971	148,964	142,427
	特別費用の控除項目として計上する取崩額				0	0	0	0	0	0	0
	当期取崩額合計				12,100,302	0	8,948,737	1,325,203	1,534,971	148,964	142,427
当期末残高					179,129,431	65,692,150	90,836,014	13,169,941	7,967,747	134,768	1,328,811

- (注) 1. サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額等の取崩額を記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却または廃棄された場合の取崩額を記入する（本文9参照）。
2. 国庫補助金等特別積立金取崩額が、就労支援事業の控除項目に含まれ、法人単位事業活動計算書に表示されない額がある場合には、取崩の事由に別掲して計上し、法人単位貸借対照表と一致するように作成すること。

以上のとおりご報告申し上げます。

令和8年5月 15日

社会福祉法人 福生会

理事長 谷口 宗弘



監査の結果適法正確に作成されているものと認めます。

令和8年5月 15日

監事

藤田 明



監事

松浦靖明

